

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 趣旨

働き方改革実行計画における記載（※）等を踏まえ、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 49 条第 1 項に基づき支給する納付金助成金の一部について、拡充・新設するもの。

（※）働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）抜粋

2018 年 4 月より法定雇用率を引き上げるとともに、障害者雇用ゼロ企業が障害者の受入れを進めるため、実習での受入れ支援や、障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の受講を進めるほか、障害者雇用に知見のある企業 OB 等の紹介・派遣を行う。

2. 改正内容

（1）障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「則」という。）第 20 条の 2 第 1 項第 2 号ニに基づき支給する障害者介助等助成金について、聴覚障害者の職場定着や合理的配慮の観点から、要約筆記者等の委嘱を対象に追加するとともに、身体障害者手帳 4 級以下の聴覚障害者も対象とする。

（2）雇用する障害者から合理的配慮に係る企業内の取組を推進するため、則第 20 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき支給する障害者介助等助成金として、合理的配慮に係る相談に応じる職員の増配置や外部の障害者雇用専門機関に相談業務を委託した場合等に支給する助成金を新設する。

3. 根拠法令

法第 51 条第 1 項

4. 施行期日等

公布日 平成 30 年 3 月下旬（予定）

施行期日 平成 30 年 4 月 1 日